

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

Plug and Play Japan株式会社
有料職業紹介事業許可番号（13-ユ-315586）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

取扱職種の範囲等

- ・ 取扱職種：全職種
- ・ 地域：国内

手数料に関する事項

- ・ 求職者から徴収する手数料等はありません。
- ・ 求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	0円 手数料負担者は 求人者 とします
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% 手数料負担者は求人者とします
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の40% 手数料負担者は求人者とします

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。
苦情申出先：

Plug and Play Japan株式会社 職業紹介責任者：
内木 遼（東京オフィス）連絡先：03-4405-4513
高元 丈治（京都オフィス）連絡先：075-950-7718

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報の利用目的

当団体は職業安定法に基づく無料職業紹介業務及びこれに付随業務において、次のいずれかの目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集、利用することとします。

- 職業紹介に向けての職員との面接・相談のため
- 求職者の希望に適合する求人の探索・選定のため
- 求人条件に適合する求職者の探索・選定のため
- 事前の同意を前提に、求人企業に応募情報として提供するため
- 求人情報等のメールマガジンを配信するため
- 求職者に開示の許諾を得た業務提携先職業紹介所に提供するため
- 就職後のアフターフォローを実施するため
- 職業紹介サービスの改善向上に向けた分析のため

2. 個人情報の収集方法等

個人情報は本人から収集することを基本とします。本人以外から個人情報を収集する場合は、本人の同意を得たうえで行います。

また、「人種、民族、社会的身分、門地、本籍その他社会的差別の原因となる恐れがある事項」、「思想及び信条」及び「労働組合への加入状況」については原則として収集しません。さらに、個人情報保護法で定める要配慮個人情報（本人の病歴、犯罪歴、犯罪被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報）については、あらかじめ職業紹介における該当情報の必要性を本人に説明し、同意を得たうえで取得します。

3. 第三者提供について

次に掲げる場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することは致しません。

- 本人の同意を得て応募先の求人企業に提供する場合
- 本人に開示の許諾を得て業務提携先職業紹介所に提供する場合
- 法令に基づく場合
- 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合

4. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者 内木 遼（東京オフィス）または 高元 丈治（京都オフィス）とします。

5. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとします。

6. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとします。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとします。

7. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとします。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 内木 遼（東京オフィス）または 高元 丈治（京都オフィス）とします。

返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後1ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・75%払い戻し
- ・就業開始後3ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・50%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・25%払い戻し
- ・就業開始後6ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・返戻金なし